

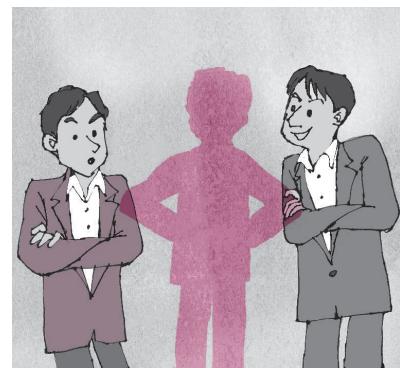
社会保険労務士が答える 企業の労務管理

宮田 雅史

多様な正社員と非正規労働者の待遇改善



24



正規・非正規に二極化された雇用形態がもたらす諸課題について、改革に向けた議論が本格化し立法措置も検討されています。

正社員のうち、長期雇用、安定賃金を見返りに、労働時間、勤務地、職務に限定がないという働き方、取分け長時間労働は、睡眠時間を削り（心身の健康を害し）、ワーカライフバランス（WLB）に背き、介護離職の問題を惹起させるなど、早急に解決すべき問題と認識されています。

一方、増加する非正規社員のうち、不本意ながら非正規として就業する者、取分け正社員と同等に基幹的職務に従事しながらも処遇が不公正に低い場合、その格差は是正すべき課題とされています。

政府は、「限定正社員」構想を提示し、日本再興戦略では「多様な正社員」モデル普

及の方向性を示しています。労働時間限定の正社員制度を導入する場合、バリエーションは様々です。典型的には勤務は所定労働時間に限定するというパターンですが、他にも、36協定の協定時間を下回る一定の時間数に残業時間を限定する方法、短時間正社員の制度化等、勤務地、職務の限定と併せ、本人の希望等に応じた、転換制度を就業規則に定めることができます。

限定正社員制度を導入することで、長時間労働の抑止、ハラスメントのない職場環境の醸成、WLB、育児・介護等との両立等に資することが期待されます。

非正規社員について、有期消させ、無期に転換させるルール（労契法18条）は一定程度周知されていますが、非正規雇用だからということで放

置されてきた待遇格差の問題への対応は未だ不十分であるように思われます。「不合理な労働条件の禁止」を定めた労契法20条の解釈を巡り、最高裁の判断待ちのものを含め、複数の事件が裁判所に係属しています。企業の労務管理としては、同条やパートタイム労働法8条等を参照し、自社の非正規の待遇を分析したう

た雇用形態がもたらす諸課題について、改革に向けた議論が本格化し立法措置も検討されています。

正規・非正規に二極化された雇用形態がもたらす諸課題について、改革に向けた議論が本格化し立法措置も検討されています。

置されてきた待遇格差の問題への対応は未だ不十分であるように思われます。「不合理な労働条件の禁止」を定めた労契法20条の解釈を巡り、最高裁の判断待ちのものを含め、複数の事件が裁判所に係属しています。企業の労務管理としては、同条やパートタイム労働法8条等を参照し、自社の非正規の待遇を分析したう